

岩手県消費者施策推進計画の改定について

1 計画の位置づけ等

(1) 計画改定の趣旨

現行計画の期間（2015～2019 年度）が満了することから、引き続き消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費者及び消費者行政を取り巻く社会情勢の変化や消費生活に関する県民意識調査結果を踏まえ、計画を改定する。

(2) 計画の位置づけ

ア 消費者基本法・岩手県消費生活条例が掲げる基本理念を踏まえ、消費者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画

イ 県総合計画（2019～2028 年度）における消費者行政分野の具体的な事業実施計画

ウ 消費者教育推進法・消費者教育基本方針を踏まえ、本県の「消費者教育推進計画」としての性格を有する計画

(3) 計画の基本目標

消費者被害のない地域づくりをすすめ、消費生活の安定と向上を図る

(4) 計画の期間

2020 年度から 2024 年度まで（5 年間）

2 計画改定の進め方（スケジュール案）

- (1) 改定案の検討（関係室課、関係団体等との意見交換）
- (2) 計画素案を作成、消費生活審議会に付議
- (3) 計画素案に係るパブリックコメント等の実施
- (4) 計画案を作成、消費生活審議会に付議
- (5) 議決による承認
- (6) 計画の改定

時期	審議会	議事
2018 年 11 月 2 日	2018 年度 第 2 回審議会	・岩手県消費者施策推進計画の改定について
2019 年 4 月下旬	2019 年度 第 1 回審議会	・次期計画の基本的方向について（諮問）
8 月下旬	第 2 回審議会	・次期計画（素案）について
12 月上旬	第 3 回審議会	・次期計画の基本的方向について（答申）